

# 誓 約 書

1. 次に掲げる事項を全て満たしています。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者及び同条 2 項に該当し一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (2) 参加表明時点において、田辺市税の未納がない者であること。法人が参加表明を行う場合は、当該法人だけでなく代表者も田辺市税の未納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

2. 自社（契約者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約の履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。

- (1) 田辺市暴力団排除条例（平成 23 年田辺市条例第 15 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
- (2) 田辺市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の活動又は維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3. 1 及び 2 の誓約事項に虚偽の内容があった場合には、市有地売却申込の取消し及び契約の解除につき、田辺市(以下、市という)の処分に従います。なお、これらの処分により、私に損害が生じた場合は市に損害の請求はいたしません。また、市に損害が生じた場合は、請求に従い損害を負担します。

田辺市長 真砂 充敏 あて

令和 年 月 日

私は、市有地売却申込に際し、上記の事項を誓約します。

所在地  
又は住所

法人名

代表者名  
又は氏名

⑤